

第6章 保護等に係る諸手続き

6-1 舞鶴旧鎮守府施設の所有と管理について

(1) 所有について

舞鶴旧鎮守府倉庫施設のうち舞鶴海軍兵器廠魚形水雷庫（1号棟）、舞鶴海軍兵器廠予備艦兵器庫（2号棟）、舞鶴海軍兵器廠弾丸庫並小銃庫（3号棟）、舞鶴海軍兵器廠雑器庫並預兵器庫（4号棟）、第三水雷庫（5号棟）は舞鶴市が所有するが、需品庫3棟（6号棟、7号棟、8号棟）およびその敷地は文部科学省が所管する国有財産である。

(2) 管理について

1号～5号棟は舞鶴市が所有者として管理を行う。国有財産である6号～8号棟及びその敷地については、舞鶴市が文化財保護法第172条に基づいて管理を行う地方公共団体（管理団体）に指定され、維持管理を行う。また国有財産に関する事務も、国有財産法第9条に基づき、一部を舞鶴市が行う。

(3) 財産の種目

6号～8号棟及びその敷地は、国有財産のうち、重要文化財としての公共用の財産として、行政財産にあたる。

表 6-1-1 6号～8号棟の建物および敷地の所有と管理に関連する法令

項目	所有者および管理団体等	法令等
所有者	文部科学省	文化財保護法 163 条
財産の種別	国有財産（行政財産）	国有財産法第 3 条第 2 項の 2
管理団体	舞鶴市	文化財保護法 172 条
事務	舞鶴市	国有財産法第 9 条第 3 項
修理・復旧	舞鶴市	文化財保護法第 174 条

【文化財保護法】

第 1 6 3 条 重要文化財が国有財産法に規定する国有財産であるときは、そのものは、文部科学大臣が管理する。

第 1 7 2 条 文化庁長官は、国の所有に属する重要文化財の保存のため特に必要があると認めるときは、適当な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存のため必要な管理（当該文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で国の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

第 1 7 4 条 文化庁長官は、重要文化財の保護のため特に必要があると認めるときは、第 172 条第 1 項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人に当該文化財の修理又は復旧を行わせることができる。

【国有財産法】

第3条 国有財産は、行政財産と普通財産とに分類する。

2 行政財産とは、次に掲げる種類の財産をいう。

二 公共用財産 国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定したもの

第9条 各省各庁の長は、その所管に属する国有財産に関する事務の一部を、部局等の長に分掌させることができる。

3 国有財産に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市町村が行うこととすることができる。

6-2 届出を要する行為

(1) 滅失・き損・亡失・盗難

所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、その事実を知った日から10日以内に文化庁長官に届け出なければならない。火災や台風などの災害において雨漏り、瓦の飛散、窓ガラスの破損といった文化財建造物の全部あるいは一部が滅失した場合や、き損した場合はこれに該当する。

(2) 修理

所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は修理に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない（6～8号棟において、所有者である国が修理を行う場合は、届け出を通知と読み替える）。なお、「昭和二十六年文化財保護委員会規則第四号 国宝重要文化財の修理の届出に関する規則」における「補助金の交付を受けて修理を行うとき」または「命令又は勧告を受けて修理を行うとき」または「現状変更の許可を受けて修理を行うとき」は届出を要しないと定められている。またこのうち「補助金の交付を受けて修理を行うとき」は「文化財保存事業費関係補助金交付要綱」第4条第18項の特殊条件にある（国宝・重要文化財建造物修理で滋賀県、京都府、奈良県下の場合）「補助事業を教育委員会に委託するよう申し込まなければならないこと。」により京都府への委託事業とする。

表 6-2-1 届出が必要な事項

事項	手続者	受理者	提出期限	根拠法令
滅失・き損・亡失・盗難	所有者等 (舞鶴市)	文化庁長官	10日以内	文化財保護法 33条
修理 (現状変更に関わるものを除く)	所有者等 (舞鶴市)	文化庁長官	30日以前	文化財保護法 43条の2第1項 修理届出規則 第1, 2条

【文化財保護法】

第33条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

第43条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

第43条の2 重要文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、修理に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。但し、前条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 重要文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る重要文化財の修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

第172条 文化庁長官は、国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保存のため特に必要があると認めるときは、適当な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存のため必要な管理（当該文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で国の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長の同意を求めるとともに、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定には、第三十二条の二第三項及び第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による管理によつて生ずる収益は、当該地方公共団体その他の法人の収入とする。

5 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による管理を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条の四第一項、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第四十七条の二第三項及び第五十四条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十三条、第三十五条、第一百五十一条第一項及び第二項、第一百六条第一項及び第三項、第二百一十一条並びに第三百十条の規定を準用する。

【国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則】

（修理の届出を要しない場合）

第4条 法第四十三条の二第一項但書の規定により届出を要しない場合は、左の各号の一に該当する場合とする。

- 一 法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて修理を行うとき。
- 二 法第三十七条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて修理を行うとき。
- 三 法第四十三条第一項の規定による現状変更の許可を受けて修理を行うとき。

6-3 許可が必要な行為

(1) 現状変更

現状変更とは指定された時の状態から変更を伴うもので、以下のような行為を指す。

- ・復原 当初または中古の状態に復原しようとする場合、意匠を変える場合
- ・管理 補強のために構造、形式、規模を変える場合、
- ・活用 活用のため改造する場合、移築をする場合

なお、重要文化財建造物の現状を変更しようとする行為のうち、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合は許可を要しないこととする。

(2) 保存に影響を及ぼす行為

保存に影響を及ぼす行為とは以下のような行為を指す。

- ・文化財建造物の周辺における切土、盛土、掘削により、その建造物の構造耐力を弱めて、災害を及ぼす恐れのある場合
- ・文化財建造物内に、その建造物の構造耐力を弱めるような重量物を搬入しようとする場合

なお、保存に影響を及ぼす行為のうち、影響の軽微である場合は許可を要しない。判断に迷う場合は京都府を通じ文化庁と協議して手続きを進める。

(3) 国有財産の使用

6号～8号棟及びその敷地は国有財産（国指定の重要文化財に供することから行政財産）であるが、舞鶴市が管理を行う団体に指定されている。よって公開は、文化財保護法第47条の2に基づき、舞鶴市が行うことができ、公開する場合には観覧料を徴収することができる。

また、行政財産であることから、映画の撮影等の目的で占用し使用する場合は、本来の重要文化財の用途又は目的でないことから、建物及びその敷地を文化財の保存に影響を与えない範囲で国有財産法に基づき、所管の文化庁に窓口である舞鶴市文化振興課を経由して申請を行い、文化庁の許可後に使用料を納付後し使用することが出来る。

なお、現在、都市公園（歴史公園）として運営している6号～8号棟及びその敷地を利用して、今後舞鶴市が公開施設を整備するにあたっては、公園の用に供する目的として国有財産法第19条及び22条を適用し、無償使用許可を受けることが想定される。（類例：旧岩崎邸公園、姫路公園（姫路城）等）

今後、活用方法の具体化にあわせて文化庁と協議を行い適切な手続きをとることとする。

【 参 考 】 6号～8号棟および敷地全体を使用する場合の使用料算定方法

A (平方メートルあたりの年間使用料(※1)) × B (使用面積) × C (占用日数 日数 / 365日)

※1 不動産鑑定士による使用財産の使用料評価額

例) 平成27年度における土地・建物1週間(7日間)の占用使用料

土 地 100,127円(消費税除く)

A (1,223円) × B (5920.39㎡ - 550.48㎡ × 3棟) × C (7日 / 365日)

建物1棟 76,011円(消費税除く)

A (7,200円) × B (550.48㎡ × 2階) × C (7日 / 365日)

また、6号～8号棟及びその敷地について、管理を行う舞鶴市の通常の業務において承認でき得る軽微な行為については、以下の通りとする。

- ・一定範囲を占用しない、建物外観のみのテレビ撮影、写真撮影等。
- ・建物内の見学等(案内人の同行が必要)。
- ・その他、国有財産の占用利用にあらず、文化財の保存に影響が無いと認められる軽微な行為。

表 6-3-1 許可が必要な事項

事 項	手続者	受理者	提出期限	根拠法令
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	行為を行うとする者	文化庁長官	事前	文化財保護法43条第1項
国有財産の使用	使用者	文化庁長官	60日以前	文化財保護法47条の2 国有財産法18条第6項

【文化財保護法】

第43条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

第47条の2 重要文化財の公開は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

2 前項の規定は、所有者又は管理団体の出品に係る重要文化財を、所有者及び管理団体以外の者が、この法律の規定により行う公開の用に供することを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する重要文化財を公開する場合には、当該重要文化財につき観覧料を徴収することができる。

第172条 文化庁長官は、国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保存のため特に必要があると認めるときは、適当な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存のため必要な管理（当該文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で国の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長の同意を求めるとともに、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定には、第三十二条の二第三項及び第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による管理によつて生ずる収益は、当該地方公共団体その他の法人の収入とする。

5 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による管理を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条の四第一項、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第四十七条の二第三項及び第五十四条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十三条、第三十五条、第一百五十一条及び第二項、第一百六条第一項及び第三項、第二百一十一条並びに第三百十条の規定を準用する。

【国有財産法】

第18条 行政財産は、貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又は私権を設定することができない。

6 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる。

6-4 計画策定および改定に係る手続き

本保存活用計画は関連法令や社会情勢の変化により必要に応じて計画を見直して改定を行うこととし、改定を行う際は以下の手続きを踏まえることとする。

計画改定の検討にあたっては、舞鶴市は文化庁並びに京都府教育委員会や関係機関と協議・調整を実施の上、取りまとめた改定計画案を文化庁へ提出し確認を受け、関係機関が各一部保管することとする。

重要文化財（建造物）舞鶴旧鎮守府倉庫施設
保存活用計画

発行日 令和4年8月1日

発行者 舞鶴市

〒625-8555

京都府舞鶴市字北吸 1044 番地

TEL 0773-66-1019